

ライフケアガーデン熱川本館 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヘルスケアシステムズが開設するライフケアガーデン熱川本館（以下、「ホーム」という。）が行う（介護予防）特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、この「運営規程」において人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者が事業の円滑な運営を行うとともに、利用契約を締結する要支援及び要介護の認定を受けた入居者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供し、利用者がホームにおいてその有する能力に応じ自立した日常生活を営まれることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 ホームは、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、入院・退院・通院時及び退院後の療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。

- 2 ホームが提供する（介護予防）特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の（介護予防）特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に立って、個人情報の管理に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うホームの名称及び所在地は、次のとおりとします。

名称	ライフケアガーデン熱川本館
所在地	静岡県賀茂郡東伊豆町白田 415

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ホームに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。（介護予防も合算して表記する）

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
 - 生活相談員 1人以上（内1人以上は常勤）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
 - 看護職員 2人以上（内1人以上は常勤）
看護職員は、看護の提供に当たる。
 - 介護職員 14人以上（内1人以上は常勤）
介護職員は、介護の提供に当たる。
 - 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。
 - 計画作成担当者 1人以上
計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画を策定する。

(入所定員及び居室数)

第5条 入所定員は45名、居室数は24室とします。

(指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の内容及び利用料金等)

第6条 (介護予防)特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、(介護予防)特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(介護予防)特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準ずる額(1割～3割)とする。

- 一 入浴(週3回)、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 療養上の世話
- 四 健康チェック(健康診断年2回)

- 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料については、介護報酬の10割相当とする。
- 3 利用者の選定による介護その他の日常生活上の便宜に要する費用については、実費を徴収する。
- 4 おむつ代及び、おむつ廃棄代については、実費を徴収する。
- 5 その他日常生活費について、通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(居室を移る場合の条件及び手続)

第7条 利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、以下に従って行います。居室の移り住み、又は住み替えが必要となった場合には、医師の意見を聴くと共に、一定の観察期間を設けた上、変更先の居室の概況、提供サービス内容、権利の変更、費用負担の増減等について本人に説明し本人の同意を得て、住み替えていただくことがあります。本人の同意を得るとともに、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとします。

(ホームの利用に当たっての留意事項)

第8条 ホームの建物及び付帯設備を安全に管理し、良好な環境を維持するため、施設の利用に当たっては、次に示すよう留意する。詳細は、管理規程の別表1「居室等の使用細則」、別表2「共用施設等の利用細則」に従って対応していただきます。

- 一 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 ホームは、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的(毎月)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回)に実施する。
 - 四 上記措置を適切に実施するための担当者をホーム長とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応)

第10条 利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を取ります。夜間においても、看護職のオンコール体制を整備し、急変等に備えます。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害が発生した場合、施設は「防災計画」に従い利用者の避難等について適切な処置を講じます。
- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。利用者の方も参加して実施します。
 - 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

(事業継続計画)

- 第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第13条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 ホームは介護職員、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- | | |
|-------|----------|
| 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| 継続研修 | 年1回 |
- 2 その他運営に関する重要事項として、ホームでは、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。
 - 3 この運営規程に定める事項の他に、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
 - 4 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。
 - 5 事業者及び当該事業に従事する職員は守秘義務を要し、正当な理由なしに、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、契約終了後及び職員が退職した後も継続し、その旨雇用契約で定めるものとします。

- 第15条 この規程は、平成23年 3月 1日から実施します。

令和3年4月1日（改定）

令和6年2月1日（改定）